

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月25日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第8号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職手当の支給)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1) 条例第22条第1項第1号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>77,600円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 条例第22条第1項第2号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>73,800円</u></p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(管理職手当の支給)</p> <p>第20条 管理職手当の月額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあつてはその額に同条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 条例第22条第1項第1号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>76,800円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 条例第22条第1項第2号に規定する校長のうち人事委員会に協議して教育委員会が定める校長 <u>73,000円</u></p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和6年12月26日から施行し、改正後の公立学校職員の給料等の支給に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。